

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人友愛（以下「本協会」という。）定款第19条及び第37条の規定に基づき、役員の報酬等並びに役員、評議員の費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。ただし、使用人と兼任している理事を除く。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本協会は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給しない。ただし常勤役員を除く。

- 2 常勤役員には、常勤役員俸給表（別表）に基づき常勤役員報酬を支給する。
- 3 役員及び評議員には、賞与を支給しない。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第6条に規定する退職慰労金を支給することができる。

(定例報酬の額の決定)

第4条 本協会の常勤役員の定例報酬月額、常勤役員俸給表（別表）のとおりとし、各々の役員の報酬月額は俸給表のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(定例報酬の支給)

第5条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等に関しては、以下の通りとする。

- 2 支給日は毎月25日とし、当日が銀行非営業日にあたる場合は前日までに常勤役員が各々指定する銀行口座に当財団よりの振込を以て行う。
- 3 定例報酬より控除する額は、常勤役員各々による申告に基づき、法令で定めるところの控除額を算出する。控除額に関しては、定例報酬支払票を各々の常勤役員に発行する。

(退職慰労金)

第6条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 常勤役員に対する退職慰労金は、在職期間1年度ごとに、各年度に支給された常勤役員報酬月額に相当する金額を合算して得られた額を上限として、理事長が理事会の承認を得て決定する。

(費用)

第7条 本協会は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は次の通りとする。
 - (1) 常勤役員各々の居住地から本財団への通勤において、公共交通機関を利用した際に発生する往復の費用（経路が二種類以上ある場合は、より安価な経路の費用）を一日分とし、これに出勤日数を乗じ、毎月の常勤役員報酬の支払いと同様の方法で支払う。
 - (2) 通勤手当は、前月21日を起算日とし当月20日を決算日としたものを当月の常勤役員報酬支払時に同様の方法で支払う。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般財団法人の設立の登記の日から施行する。（平成２２年９月１７日第８２回理事会決議）

平成２９年１２月２２日、第１６回評議員会において名称変更。

平成３０年１月２６日、評議員会(書面による決議)において改訂。

２０１９年４月１日公益財団法人認定を受け、公益財団法人友愛とした。

別表【常勤役員俸給表】

(単位円)

号俸	月額	号俸	月額
１	１００，０００	１１	２００，０００
２	１１０，０００	１２	２１０，０００
３	１２０，０００	１３	２２０，０００
４	１３０，０００	１４	２３０，０００
５	１４０，０００	１５	２４０，０００
６	１５０，０００	１６	２５０，０００
７	１６０，０００	１７	２６０，０００
８	１７０，０００	１８	２７０，０００
９	１８０，０００	１９	２８０，０００
１０	１９０，０００	２０	２９０，０００